

(案)

熊本赤十字病院ドクターカー運用体制強化に関する取り決め事項

1 目的

消防本部の要請に基づく医師の現場派遣に関し、熊本赤十字病院において病院車輦で医師を派遣する体制がさらに強化された。これに伴い、円滑な救急活動に資するため運用要領を取り決める。

なお、この取り決めについては、今後、活動検証により適宜修正を行う。

2 強化された体制に対する運用上のポイント

- (1) 熊本赤十字病院周辺地域の事案では、これまでの救助や多数傷病者等に加えて平日日中の重篤な急病等の事案にも医師派遣要請の可能性が広がったこと。
- (2) 医師要請におけるこれまでの各医療機関の地域枠組み及び要請等は、従来と同じく可能であること。
- (3) ドクターカーの出場場所は、原則ドッキングポイントとする。
- (4) 救助事案、多数傷病者事案等医師の現場投入はピックアップで行う。
- (5) 要請時のドッキングポイントが使用不可の場合は、ドクターカースタッフと情報司令課又は救急隊が代替地を協議する。

3 運用開始日

令和4年11月1日（火）9時

4 体制が強化される時間

平日の9時から17時まで

（夜間休日等の出動要請については、従来のとおりドクターピックアップ）

5 対象が広がる「急病重篤事案等」の取り扱い

基本的な医師要請の手順や判断等については従前のとおりであるが、医師要請の対象として広がることが見込まれる「急病重篤事案等」に対する救急隊からの医師要請については、以下のとおりとして開始する。なお、以下の取扱いについては、全事案の評価検証を適宜実施し医師要請が円滑に実施できるよう改訂を行う

6 要請対象の地域

急病重篤事案等の救急隊からの医師要請については、原則として次に定めるエリアとする。

ア 東区

イ 中央区の帯山校区

(案)

ウ 北区の楠出張所管内

エ 益城町及び西原村

※ただし、他医療機関で対応困難な症例や医師のマンパワーが不足する場合（大規模災害時、他医療機関が消防からの医師要請に応じられない場合等）に限っては熊本市全域への出場も可能とする。

7 出場要請基準

- (1) 通報時、別添「ドクターカーの出場要請キーワード」に該当する事案のうち、情報司令課が傷病者の救命のために現場への医師投入が必要と判断した場合。
- (2) 救急隊が傷病者の救命のために現場への医師投入が必要と判断した場合。

8 出場要請手順

出場要請は、次により行う。

- (1) 情報司令課は、熊本赤十字病院救命救急センターのホットライン（096-385-3668）へ医師派遣要請を行い、ドッキングポイント及び事故概要等必要な事項を伝達する。
- (2) 救急隊は、出場途上、現場及び搬送中に医師投入が必要と判断した場合は、情報司令課にドクターカーの出場要請を依頼する。
- (3) 救急隊は、必要に応じてドクターカーの出場要請を直接依頼することができる。この場合、救急隊は要請した旨の連絡を速やかに情報司令課に行うものとする。
- (4) ドッキングポイントを変更する必要がある場合は、情報司令課又は救急隊と派遣医師とで協議し代替地を選定するものとする。

9 情報司令課の支援

情報司令課は、支援に必要な情報収集と伝達に努めるものとする。

- (1) 事故事案等の概要
- (2) 傷病者情報（氏名・年齢・性別・症状・既往歴・かかりつけ医療機関）
- (3) ドッキングポイントの選定・変更
- (4) その他必要な事項

10 傷病者搬送

傷病者の搬送については、原則として消防局の救急車によるものとする。

11 熊本赤十字病院以外への搬送

- (1) 傷病者の容態等により、熊本赤十字病院以外の医療機関へ搬送する場合は、救急隊と協議の上、医師が決定するものとする

(案)

- (2) 他の医療機関へ搬送した場合、医療機関へ申し送るプレホスピタルレコードについては、現場派遣された熊本赤十字病院の医師に手渡すこと
(熊本赤十字病院医師は、受取ったプレホスピタルレコードに一筆を添えて紹介状として搬送先医療機関へ渡し、その写しを搬送先医療機関から受領されます)
- (3) 他の医療機関へ傷病者を収容した場合の、派遣医師の帰院については、帰院中に医師派遣要請があった場合にも対応ができるよう、原則として熊本赤十字病院車で行われるものであること

12 要請取り消し

救急隊は、ドクターカーの出場が必要ないと判断した場合は、要請を取り消すことができる。

要請の取り消しは、情報司令課が熊本赤十字病院救命救急センターのホットラインに連絡する

13 その他

- (1) 集団災害時におけるトリアージの要請など複数の医師の投入が必要な場合は、出場要請時にその旨を要請する。
- (2) ドクターヘリの要請専用電話でのドクターカーの要請や熊本赤十字病院ホットライン上でのドクターヘリ要請はできないので、ドクターヘリの要請とドクターカーの要請は明確に区分して要請を行う。
- (3) 医師派遣における医療費等にかかる家族等への説明や問い合わせの対応は、熊本赤十字病院が行う。

平成 30 年 8 月 15 日 運用開始

平成 30 年 11 月 1 日 一部変更

令和元年 12 月 1 日 一部変更

令和 4 年 月 日 一部変更

熊本赤十字病院ドクターカー運用体制強化に関する取り決め事項

1 目的

消防本部の要請に基づく医師の現場派遣に関し、熊本赤十字病院において病院車輻で医師を派遣する体制がさらに強化された。これに伴い、円滑な救急活動に資するため運用要領を取り決める。

なお、この取り決めについては、今後、活動検証により適宜修正を行う。

2 強化された体制に対する運用上のポイント

- (1) 熊本赤十字病院周辺地域の事案では、これまでの救助や多数傷病者等に加えて平日日中の重篤な急病等の事案にも医師派遣要請の可能性が広がったこと。
- (2) 医師要請におけるこれまでの各医療機関の地域枠組み及び要請等は、従来と同じく可能であること。
- (3) ドクターカーの出場場所は、原則ドッキングポイントとする。
- (4) 救助事案、多数傷病者事案等医師の現場投入はピックアップで行う。
- (5) 要請時のドッキングポイントが使用不可の場合は、ドクターカースタッフと情報司令課が代替地を協議する。

3 運用開始日

平成 30 年 8 月 15 日（水） 9 時

4 体制が強化される時間

平日の 9 時から 17 時まで

（夜間休日等の出動要請については、従来のとおりドクターピックアップ）

5 対象が広がる「急病重篤事案等」の取り扱い

基本的な医師要請の手順や判断等については従前のとおりであるが、医師要請の対象として広がることが見込まれる「急病重篤事案等」に対する救急隊からの医師要請については、以下のとおりとして開始する。なお、以下の取扱いについては、全事案の評価検証を適宜実施し医師要請が円滑に実施できるよう改訂を行う

6 要請対象の地域

急病重篤事案等の救急隊からの医師要請については、原則として次に定めるエリアで開始する。

ア 東区

- イ 中央区の帯山校区
- ウ 北区の楠出張所管内
- エ 益城町及び西原村

7 出場要請基準

- (1) 通報時、別添「ドクターカーの出場要請キーワード」に該当する事案のうち、情報司令課が傷病者の救命のために現場への医師投入が必要と判断した場合。
- (2) 救急隊が傷病者の救命のために現場への医師投入が必要と判断した場合。

8 出場要請手順

出場要請は、次により行う。

- (1) 情報司令課は、熊本赤十字病院救命救急センターのホットライン（096-385-3668）へ医師派遣要請を行い、ドッキングポイント及び事故概要等必要な事項を伝達する。
- (2) 救急隊は、出場途上、現場及び搬送中に医師投入が必要と判断した場合は、情報司令課にドクターカーの出場要請を依頼する。
- (3) 救急隊は、必要に応じてドクターカーの出場要請を直接依頼することができる。この場合、救急隊は要請した旨の連絡を速やかに情報司令課に行うものとする。
- (4) ドッキングポイントを変更する必要がある場合は、情報司令課と派遣医師とで協議し代替地を選定するものとする。

9 情報司令課の支援

情報司令課は、支援に必要な情報収集と伝達に努めるものとする。

- (1) 事故事案等の概要
- (2) 傷病者情報（氏名・年齢・性別・症状・既往歴・かかりつけ医療機関）
- (3) ドッキングポイントの選定・変更
- (4) その他必要な事項

10 傷病者搬送

傷病者の搬送については、原則として消防局の救急車によるものとする。

11 熊本赤十字病院以外への搬送

- (1) 傷病者の容態等により、熊本赤十字病院以外の医療機関へ搬送する場合は、救急隊と協議の上、医師が決定するものとする。
- (2) 他の医療機関へ搬送した場合、医療機関へ申し送るプレホスピタルレコードについては、現場派遣された熊本赤十字病院の医師に手渡すこと。

(熊本赤十字病院医師は、受取ったプレホスピタルレコードに一筆を添えて紹介状として搬送先医療機関へ渡し、その写しを搬送先医療機関から受領されます)

- (3) 他の医療機関へ傷病者を収容した場合の、派遣医師の帰院については、帰院中に医師派遣要請があった場合にも対応ができるよう、原則として熊本赤十字病院車で行われるものであること。

12 要請取り消し

救急隊は、ドクターカーの出場が必要ないと判断した場合は、要請を取り消すことができる。

要請の取り消しは、情報司令課が熊本赤十字病院救命救急センターのホットラインに連絡する。

13 その他

- (1) 集団災害時におけるトリアージの要請など複数の医師の投入が必要な場合は、出場要請時にその旨を要請する。
- (2) ドクターヘリの要請専用電話でのドクターカーの要請や熊本赤十字病院ホットライン上でのドクターヘリ要請はできないので、ドクターヘリの要請とドクターカーの要請は明確に区分して要請を行う。
- (3) 医師派遣における医療費等にかかる家族等への説明や問い合わせの対応は、熊本赤十字病院が行う。

平成 30 年 8 月 15 日 運用開始

平成 30 年 11 月 1 日 一部変更

令和元年 12 月 1 日 一部変更

ドクターカーの出場要請キーワード

1 外傷

- (1) 転落
「(3メートル以上) から落ちた」
- (2) 交通外傷
「人(自転車)が飛ばされた」「車外放出」「閉じ込め」
「車両の高度変形」
- (3) 銃創・刺創
「撃たれた」「刺された」
- (4) 要救助事案
「巻き込まれた」「挟まれた」「下敷きになった」
- (5) 多数傷病者発生事案
「高速道路」「バス」「列車」「爆発」

2 ABCDの異常

- (1) A
「物が詰まって息ができない」「溺れた」「息ができない」
「息が吸いづらい」「大量喀血」
- (2) B
「息が荒い」「ヒューヒュー」「ゼーゼー」「息をしていない」
「SP02:80%台」
- (3) C
「顔色が悪い」「冷汗」「大量の出血(吐血・下血)」「血圧が測れない」
- (4) D
「突然倒れた」「いびき様呼吸」「反応(意識)がない」
「(5分以上)の痙攣持続」